◎新潟県人事委員会告示第１号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第１に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとする。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第１の号別等（令和７年10月新潟県人事委員会告示第２号）は、廃止する。

令和８年11月16日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第１の号別等

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第４章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所について、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第１に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

１　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第５項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第１に掲げる事業に該当するもの

名　　称	労働基準法別表第１号別
新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	第12号
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同　　各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県立近代美術館	〃
同　　万代島美術館	〃
新潟県立歴史博物館	〃
新潟県農業総合研究所	〃
同　　各研究センター	〃
同　　佐渡農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同　　佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同　　魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県立文書館	〃
新潟県立柏崎高等学校附属中学校	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟よつば学園（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立長岡聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県警察学校	〃

(2) 労働基準法別表第１に掲げる事業のいずれにも該当しないもの

新潟県知事部局本庁（交通事故相談所、鳥獣被害対策支援センター及び労働相談所を含む。）

新潟県知事政策局国際課パスポートセンター

新潟県議会事務局
新潟県選挙管理委員会事務局
新潟県人事委員会事務局
新潟県監査委員事務局
新潟県労働委員会事務局
各新潟県海区漁業調整委員会事務局
新潟県教育庁本庁
新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）
新潟県警察本部各隊
新潟県警察本部運転免許センター
各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）
各新潟県地域振興局児童・障害者相談センター
各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所
新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課
新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課を除く。）
新潟県新潟地域振興局県税部三条収税課
新潟県新潟地域振興局県税部佐渡収税課
新潟県新潟地域振興局地域整備部
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部
新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課
新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課
新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課
新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所
新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
新潟県東京事務所
新潟県消費生活センター
新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性相談支援センター及びあかしや寮を含む。）
各新潟県食肉衛生検査センター
新潟県計量検定所
新潟県大阪事務所
新潟県企業誘致・投資促進営業本部
新潟県病害虫防除所
各新潟県家畜保健衛生所
新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
新潟県流域下水道事務所
各新潟県教育庁教育事務所
各新潟県警察署

2　労働基準監督署等が職権を行使するもの

名　　称	労働基準法別表第１号別

新潟県立学校給食場	第１号
新潟県佐渡トキ保護センター	第７号
新潟県妙法育成牧場	〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター	第13号
各新潟県地域振興局健康福祉環境部	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃
新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県新潟学園	〃
新潟県立新潟よつば学園寄宿舎	〃
新潟県立長岡聾学校寄宿舎	〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃